

自己点検・評価における確認事項等について



一般財団法人 大学教育質保証・評価センター

Ver.1.0 (2025 年 6 月)

目次

●本資料について.....	3
●各基準における確認事項等.....	4
■基準1「基盤評価：法令適合性の保証」.....	4
イ 教育研究上の基本となる組織に関すること(①大学).....	4
イ 教育研究上の基本となる組織に関すること(②大学院).....	6
ロ 教育研究実施組織に関すること(①大学).....	8
ロ 教育研究実施組織に関すること(②大学院).....	10
ハ 教育課程に関すること(①大学).....	12
ハ 教育課程に関すること(②大学院).....	15
ニ 施設及び設備に関すること.....	17
ホ 大学運営に必要な業務を行う組織及び厚生補導等に関すること.....	19
ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること.....	21
ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること.....	22
チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること.....	24
リ 財務に関すること.....	26
ヌ 教育研究活動推進のための環境整備等に関すること.....	27
■基準2「水準評価：教育研究の水準の向上」.....	28
■基準3「特色評価：特色ある教育研究の進展」.....	29

●本資料について

本資料は、各基準における分析を行うにあたっての確認事項や、分析に必要と考えられる関連資料等を示しています。大学における自己点検・評価の参考としてください。

●各基準における確認事項等

■基準1「基盤評価：法令適合性の保証」

基準1に関する評価の指針

基準1では、「学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」において認証評価を行うものとして定められている事項それぞれについて、法令適合性の観点から評価します。

本指針では、それぞれの評価事項の評価の趣旨を示した上で、大学が参照することとなる関係法令等を示します。関係法令等のうち下線を付したものは特に重要と考えられる法令となります。

(大学評価基準に関する評価の指針)

※番号(丸数字)：点検評価ポートフォリオの「関係法令」の番号と対応しています。

※重要項目(☆)：過年度の評価実績を踏まえて特に重要と思われる事項に☆を付しています。

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること(①大学)

大学は、学士課程、大学院課程における大学の教育研究上の基本組織、すなわち学部及び学科、研究科及び専攻等を、教育研究の目的に則して適切な形で組織しているか。

(大学評価基準に関する評価の指針)

①大学の目的（教育基本法第7条）

確認事項	想定される関連資料(例)
・大学が、学術の中心として高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとなっているか。	学則等

②大学の目的（学校教育法第83条）

確認事項	想定される関連資料(例)
・大学が、学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的としているか。 ・大学が、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより社会の発展に寄与するものとなっているか。	学則等

③教育研究上の目的（大学設置基準第2条）

確認事項	想定される関連資料(例)
・学部、学科または課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めているか。	学則等

④学部（大学設置基準第 3 条）☆

確認事項	想定される関連資料(例)
・学部が、専攻により教育研究の必要に応じ組織され、教育研究上適当な規模内容を有し、教育研究実施組織、教員数、その他が学部として適当であるか。	学則等

⑤学科（大学設置基準第 4 条）

確認事項	想定される関連資料(例)
・学部に、専攻により学科を設けているか。 ・学科にはそれぞれの専攻分野を教育研究するために必要な組織を備えているか。	学則等

⑥課程（大学設置基準第 5 条）

確認事項	想定される関連資料(例)
・学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けている場合、学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められるか。	学則等

⑦収容定員（大学設置基準第 18 条）☆

確認事項	想定される関連資料(例)
・収容定員は、学部ごとに学則に定めているか。 ・収容定員は、教育研究実施組織、校地、校舎等の施設、設備その他諸条件を総合的に考慮したものとなっているか。 ・在学する学生の数収容定員に基づき適正に管理しているか(入学定員の超過率については、平成十五年文部科学省告示第 45 号、平成二十七年文部科学省告示第 154 号を参照のこと)。	学則、認証評価共通基礎データ様式【大学様式 2 (学生)】等

⑧大学の名称（大学設置基準第 40 条の 4）

確認事項	想定される関連資料(例)
・大学、学部、学科の名称等は、適当であるか。教育研究上の目的にふさわしいか。	学則等

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること(②大学院)

①目的（学校教育法第99条）

確認事項	想定される関連資料(例)
・大学院が、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、または高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的としているか。	大学院学則等

②教育研究上の目的(大学院設置基準第1条の2)

確認事項	想定される関連資料(例)
・研究科または専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めているか。	大学院学則等

③大学院の課程（大学院設置基準第2条）

確認事項	想定される関連資料(例)
・課程は修士課程、博士課程及び専門職学位課程のうち二以上を併せて置くか、またはいずれかを置いているか。	大学院学則等

④修士課程（大学院設置基準第3条）

確認事項	想定される関連資料(例)
・修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力またはこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的としているか。	大学院学則等
・修士課程の標準修業年限は2年であるか(ただし教育研究上必要と認められる場合にはこの限りではない)。	

⑤博士課程（大学院設置基準第4条）

確認事項	想定される関連資料(例)
・博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的としているか。	大学院学則等
・博士課程の標準修業年限は5年であり、前期二年及び後期三年の課程に区分しているか、またはこの区分を設けないものとなっているか(ただし教育研究上必要と認められる場合にはこの限りではない)。	

⑥研究科（大学院設置基準第5条）☆

確認事項	想定される関連資料(例)
・研究科は、専門分野に応じて、教育研究上の目的から組織されるものであって、専攻の種類及び数、教育研究実施組織、教員数その他が大学院の基本となる組織として適当な規模内容を有しているか。	大学院学則等

⑦専攻（大学院設置基準第6条）

確認事項	想定される関連資料(例)
・研究科には、それぞれの専攻分野の教育研究を行うため、数個の専攻を置いているか(ただし教育研究上適当と認められる場合には、一個の専攻のみを置くことができる)。	大学院学則等

⑧収容定員（大学院設置基準第10条）☆

確認事項	想定される関連資料(例)
・収容定員は、教育研究実施組織及び施設設備その他の教育研究上の諸条件を総合的に考慮し、課程の区分に応じ専攻を単位として研究科ごとに定められているか。 ・在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理しているか。	大学院学則、認証評価共通基礎データ様式【大学様式2(学生)】等

⑨研究科等の名称（大学院設置基準第22条の4）

確認事項	想定される関連資料(例)
・研究科及び専攻の名称は、研究科として適当であるとともに、教育研究上の目的にふさわしいか。	大学院学則等

ロ 教育研究実施組織に関すること(①大学)

大学は、学士課程、大学院課程における教育研究実施組織に関し、大学の規模・授与する学位の種類・分野等に応じ、必要な教員を適切に配置し、また、学校教育法が定める教授会のほか各種の管理運営の体制を整備しているか。

教育研究活動等の組織的かつ効果的な運用を図るため、教員と事務職員等との連携体制を確保し協働して職務を行われるよう努めているか。

(大学評価基準に関する評価の指針)

なお、②、③、④については、以下の省令により従前の例によることができる。

大学設置基準等の一部を改正する省令(令和4年9月30日文科科学省令第34号)

附則 第四条

この省令の施行の際現に設置されている大学及び高等専門学校に対する次の各号に掲げる規定の適用については、なお従前の例によることができる。

一 この省令による改正後の大学設置基準第三十六条第一項及び第三項並びに同令中教員に関する規定
(以下省略)

①教授会の設置（学校教育法第93条）☆

確認事項	想定される関連資料(例)
・教授会を置いているか。 ・教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとしているか。 - 一 学生の入学、卒業及び課程の修了 - 二 学位の授与 - 三 そのほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの ・教授会は、上記のほか、学長及び学部長その他教授会が置かれる組織の長(以下、学長等)がつかさどる教育研究に関する事項について、審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べるができることとしているか。	学則、教授会規程等

②教育研究実施組織等（大学設置基準第7条）☆

確認事項	想定される関連資料(例)
・教育研究上の目的を達成するため、大学の教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類、分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制しているか(教員の資格や職務等については学校教育法第92条、大学設置基準第13条、14条、15条、16条、17条を、基幹教員の数については大学設置基準別表第一、別表第二を参照のこと)。	学則、教員選考基準、学生便覧(構内図)、大学Webサイト等

・教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教育研究実施組織を編制しているか。 ・教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮されているか。 ・二以上の校地において教育を行う場合、それぞれの校地ごとに必要な教員及び事務職員等を置いているか。またそれぞれの校地に原則として基幹教員（従前の例による場合は、専任の教授又は准教授）を少なくとも一人以上置いているか。（ただしその校地が隣接している場合はこの限りでない。）	
---	--

③授業科目の担当（大学設置基準第8条） ☆

確認事項	想定される関連資料(例)
・主要と認める授業科目については、原則として基幹教員（従前の例による場合は、専任の教授又は准教授）に、主要授業科目以外はなるべく基幹教員（従前の例による場合は、専任の教授、准教授、講師又は助教）に担当させているか。 ・演習、実験、実習または実技科目についてはなるべく助手に補助させているか。 ・授業の一部を指導補助者に分担させている場合、十分な教育効果を上げることを確認したうえで、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき指導補助者に分担させているか。	主要授業科目を確認できる資料、シラバス、指導補助者に関する規程、TA 取扱要綱等

④基幹教員数（大学設置基準第10条）

確認事項	想定される関連資料(例)
・大学設置基準別表第一、別表第二に照らし、必要な数の基幹教員（従前の例による場合は、専任教員）を置いているか。 ・必要最低教員数が適切に算出されていることを担保する観点から、専ら当該大学の教育研究に従事する基幹教員と、それ以外の基幹教員の別について把握しているか。	認証評価共通基礎データ様式【大学様式1（組織・設備等）】、大学 Web サイト等

ロ 教育研究実施組織に関すること(②大学院)

①教育研究実施組織等（大学院設置基準第8条） ☆

確認事項	想定される関連資料(例)
・教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教育研究実施組織を編制するものとしているか(教員の職務や資格等については学校教育法第92条を参照のこと)。 ・大学院の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意されているか。 ・教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮されているか。 ・二以上の校地において教育を行う場合、それぞれの校地ごとに必要な教員及び事務職員等を置いているか。またそれぞれの校地に原則として専属の教授又は准教授を少なくとも一人以上置いているか。(ただしその校地が隣接している場合はこの限りでない。)	学則、大学院学則、学生便覧(構内図)、大学 Web サイト等

②教育研究実施組織等（大学院設置基準第9条）

確認事項	想定される関連資料(例)
・大学院の専攻ごとに、以下に掲げる資格を有する教員を置いているか。 [修士課程] - イ 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者 - ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認める者 - ハ 芸術、体育等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者 - ニ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者 [博士課程] - イ 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者 - ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者 - ハ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者 ・研究指導教員と研究指導補助教員について、適切な人数を配置しているか(専攻ごとに置くものとする教員の数については平成11年文部省告示第175号を参照のこと)。	教員選考規程、教員選考基準、認証評価共通基礎データ様式【大学様式1(組織・設備等)】、大学 Web サイト等

③一定規模数以上の入学定員の大学院研究科の教育研究実施組織（大学院設置基準第9条の2）

確認事項	想定される関連資料(例)
・研究科の基礎となる学部の学科の数を当該研究科の専攻の数とみなして算出される一個の専攻当たりの入学定員が、専門分野ごとに文部科学大臣が定める数(以下、一定規模数という。一定規模数については、平成11年文部省告示第176号を参照のこと)以上の場合には、適切に教員数を算出しているか。	認証評価共通基礎データ様式【大学様式1(組織・設備等)】等

ハ 教育課程に関すること(①大学)

大学は、学士課程、大学院課程において、入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)、教育課程の編成・実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)及び卒業、修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)に則し、それぞれ、公正かつ妥当な方法で適切な体制を整えて入学者選抜を実施しているか。また、教育課程を適切に編成し実施しているか。さらに、卒業、修了の要件を適切に策定しているか。

また、成績評価基準及び卒業認定基準、修了認定基準を学生に周知し、それらの基準に従って適切に成績評価や単位認定、卒業認定、修了認定を実施しているか。

(大学評価基準に関する評価の指針)

①入学者選抜 (大学設置基準第 2 条の 2)

確認事項	想定される関連資料(例)
・入学者の選抜は、入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えているか。	学則、入試委員会規程、募集要項等

②教育課程の編成方針 (大学設置基準第 19 条) ☆

確認事項	想定される関連資料(例)
・卒業または修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)に基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成しているか。 ・教育課程の編成にあたっては、大学は学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しているか。	学則、カリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリー、履修規程、履修の手引き、大学 Web サイト等

③教育課程の編成方法 (大学設置基準第 20 条)

確認事項	想定される関連資料(例)
・各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、各年次に配当して編成しているか。	学則、履修規程、学生便覧、履修の手引き等

④単位 (大学設置基準第 21 条) ☆

確認事項	想定される関連資料(例)
・各授業の単位数を定めているか。 ・単位数を定めるにあたっては、1 単位 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、概ね 15 時間から 45 時間までの範囲で大学が定める時間の授業を 1 単位として単位数を計算しているか。(ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもって 1 単位と	学則、履修の手引き等

することができる。) ・卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目について単位数を定めている場合、これらについて学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められるか。	
---	--

⑤一年間の授業期間（大学設置基準第 22 条）

確認事項	想定される関連資料(例)
・1 年間の授業期間は 35 週にわたっているか。	学則、学年暦等

⑥各授業科目の授業期間（大学設置基準第 23 条）

確認事項	想定される関連資料(例)
・各授業科目の授業は、8 週、10 週、15 週その他の大学が定める適切な期間を単位としているか。	学則、学年暦、シラバス等

⑦授業の方法（大学設置基準第 25 条）

確認事項	想定される関連資料(例)
・授業は、講義、演習、実習もしくは実技のいずれか、または併用により行われているか。	学則、履修規程、シラバス、履修の手引き等

⑧成績評価基準等の明示等（大学設置基準第 25 条の 2） ☆

確認事項	想定される関連資料(例)
・学生に対し、授業の方法及び内容並びに 1 年間の授業計画をあらかじめ明示しているか。 ・学修成果の評価、卒業の認定にあたっては、客観性及び、厳格性を確保するために、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行っているか(卒業の要件については大学設置基準第 32 条、学校教育法施行規則第 147 条を参照のこと)。 ・卒業論文、卒業研究、卒業制作等について、大学の定める適切な方法により学修の成果を評価しているか。 (以下、上記を確認するうえでの留意点) ・成績評価基準は、科目の到達目標を考慮されているか。 ・シラバスについて、組織的に記載項目等の統一を図っているか。内容について、組織的な確認を行っているか。 ・成績評価に対する異議申立て制度はあるか。制度は学生に明示されているか。申し出の窓口はどうなっているか。	シラバス、シラバス作成要項、学則、履修規程、履修の手引き、学生便覧、関連規程等

⑨単位の授与（大学設置基準第 27 条） ☆

確認事項	想定される関連資料(例)
・授業科目を履修した学生に対し、試験その他の大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えているか。	学則、履修規程等

⑩履修科目の登録の上限（大学設置基準第 27 条の 2）

確認事項	想定される関連資料(例)
・学生が 1 年間または 1 学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めているか。	学則、履修の手引き、学生便覧、関連規程等

ハ 教育課程に関すること(②大学院)

①入学者選抜（大学院設置基準第 1 条の 3）

確認事項	想定される関連資料(例)
・入学者の選抜は、入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えているか。	大学院学則、入試委員会規程、募集要項、大学 Web サイト等

②教育課程の編成方針（大学院設置基準第 11 条） ☆

確認事項	想定される関連資料(例)
・卒業または修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)に基づき、必要な授業科目を自ら開設するとともに、学位論文の作成等に対する指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成しているか。	大学院学則、カリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリー、履修の手引き、大学 Web サイト等
・教育課程の編成にあたっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しているか。	

③授業及び研究指導（大学院設置基準第 12 条）

確認事項	想定される関連資料(例)
・大学院の教育は授業科目の授業及び、研究指導により行っているか。	大学院学則、授業分担・補助に関わる規程等
・授業の一部を当該授業科目を担当する教員以外の教員に分担させている場合、十分な教育効果を上げることを確認したうえで、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき当該授業科目を担当する教員以外の教員に分担させているか。	

④研究指導（大学院設置基準第 13 条）

確認事項	想定される関連資料(例)
・研究指導は、大学院設置基準第 9 条の規定(口(②大学院))により置かれる教員が行うものとしているか。	大学院学則等
・学生が、他の大学院または研究所等において、必要な研究指導を受けることを認めている場合、修士課程の学生については 1 年を超えない期間としているか。	

⑤成績評価基準等の明示等（大学院設置基準第 14 条の 2） ☆

確認事項	想定される関連資料(例)
・学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授	シラバス、シラバス作成要項、大学院学則、履修規

業及び研究指導の計画をあらかじめ明示しているか。 ・学習成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定にあたっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行っているか。また、学位論文の評価基準を公表しているか(学校教育法施行規則第172条の2第3項を参照のこと)。 (以下、上記を確認するうえでの留意点) ・成績評価基準は、科目の到達目標を考慮したものとなっているか。 ・シラバスについて、作成の方針等を定めているか。内容について、組織的な確認を行っているか。 ・成績評価に対する異議申立て制度はあるか。制度は学生に明示されているか。申し出の窓口はどうなっているか。	程、履修の手引き、学生便覧、関連規程等
--	----------------------------

⑥大学設置基準の準用（大学院設置基準第15条）☆

確認事項	想定される関連資料(例)
・大学設置基準を準用することとされている以下の事項について、大学設置基準に照らして適切か。 第21条 単位 第22～23条 一年間・各授業の授業期間 第25条 授業の方法 第27条 単位の授与	大学院学則、履修の手引き、学年暦、シラバス、履修規程等

二 施設及び設備に関すること

大学は、学部及び学科、研究科及び専攻等の規模・種類に応じ、適切な校地・校舎の規模及び施設・設備を備えているか。また、図書等の教育研究上必要な資料を系統的に備え、図書館を適切に機能させているか。そのほか教育研究上必要な設備を適切に整備しているか。

(大学評価基準に関する評価の指針)

なお、③については、以下の省令により従前の例によることができる。

大学設置基準等の一部を改正する省令(令和4年9月30日文科科学省令第34号)

附則 第四条

この省令の施行の際現に設置されている大学及び高等専門学校に対する次の各号に掲げる規定の適用については、なお従前の例によることができる。

一この省令による改正後の大学設置基準第三十六条第一項及び第三項並びに同令中教員に関する規定
(以下省略)

①校地 (大学設置基準第34条、大学設置基準第37条)

確認事項	想定される関連資料(例)
・学生間の交流及び学生と教員等との間の交流が十分に行えるなどの教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が交流、休息その他に利用するのに適当な空地を有しているか。空地を有することができない場合は、対応措置を大学が講じているか。 ・必要な校地面積を備えているか(大学設置基準第37条を参照のこと)。	認証評価共通基礎データ様式【大学様式1(組織・設備等)】、キャンパスマップ、学生便覧(構内図)等

②運動場等 (大学設置基準第35条)

確認事項	想定される関連資料(例)
・学生に対する教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舍、課外活動施設その他の厚生補導施設を設けているか。	認証評価共通基礎データ様式【大学様式1(組織・設備等)】、キャンパスマップ、学生便覧(構内図)等

③校舎 (大学設置基準第36条、第37条の2、第39条、第40条の2、大学院設置基準第19条、第22条、第22条の2)

確認事項	想定される関連資料(例)
・組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、校舎に教室、研究室、図書館、医務室、事務室その他必要な施設を備えているか。 ・教室は、学科または課程に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技を行うのに必要な種類と数を備えているか。	認証評価共通基礎データ様式【大学様式1(組織・設備等)】、キャンパスマップ、学生便覧(構内図)等

・研究室は基幹教員及び専ら当該大学の教育研究に従事する教員に対し必ず備えているか。 ・必要な校舎面積を備えているか(大学設置基準第 37 条の 2、別表第三を参照のこと)。 ・学部または学科ごとに必要な附属施設を置いているか(大学設置基準第 39 条を参照のこと)。 ・二以上の校地において教育研究を行う場合、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えているか(ただし、校地が隣接している場合はその限りではない)。	
---	--

④教育上必要な資料及び図書館（大学設置基準第 38 条、大学院設置基準第 21 条）

確認事項	想定される関連資料(例)
・教育研究を促進するため、図書館には、図書、学術雑誌、電磁的方法により提供される学術情報その他の教育研究上必要な資料を系統的に整備し、学生、教員及び事務職員等へ提供しているか。 ・図書館は、教育研究上必要な資料の収集、整理及び提供を行うほか、その提供に当たって必要な情報の処理及び提供のシステムの整備その他の教育研究上必要な資料の利用を促進するために必要な環境の整備に努めているか。また、教育研究上必要な資料の提供に関し他の大学の図書館等との協力に努めているか。 ・図書館に専門的職員、その他の専属の教員または事務職員等を置いているか。	学則、図書館関連規程、認証評価共通基礎データ様式【大学様式 1（組織・設備等）】、大学 Web サイト等

⑤機械、器具等（大学設置基準第 40 条、大学院設置基準第 20 条）

確認事項	想定される関連資料(例)
・学部または学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えているか。	キャンパスマップ、学生便覧(構内図)、備品更新計画等

ホ 大学運営に必要な業務を行う組織及び厚生補導等に関すること

大学は、大学運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を適切に設けているか。また、学生の厚生補導を行うための組織を適切に設けているか。さらに、学生支援に関することについて適切に対応を行っているか。

教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員と事務職員等の連携体制を確保し協働して職務を行われるよう努めているか。

(大学評価基準に関する評価の指針)

【確認事項】

①教育研究実施組織等（大学設置基準第7条）☆

確認事項	想定される関連資料(例)
・教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教育研究実施組織を編制しているか。 ・学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員または事務職員等を置く組織を編制しているか。 ・教育研究実施組織及び学生に対し、課外活動、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行う組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、大学運営に係る企画立案、当該大学以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の大学運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制しているか。 ・大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えているか。	学則、定款、事務分掌規程等

②教育研究実施組織等（大学院設置基準第8条）

確認事項	想定される関連資料(例)
・大学院の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意されているか。 ・学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制しているか。 ・教育研究実施組織及び学生に対し、課外活動、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行う組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、大学院運営に係る	大学院学則、定款、事務分掌規程等

企画立案、当該大学院以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の大学院運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制しているか。	
--	--

③学生支援(学修支援等) (関係事項) ☆

確認事項	想定される関連資料(例)
・学生の学修支援に対する体制が整備されて、適切な支援が行われているか。	学生便覧、大学 Web サイト等

④学生支援(特別な支援を行うことが必要な学生への支援) (関係事項) ☆

確認事項	想定される関連資料(例)
・特別な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われているか。 ・障害者差別解消法に基づき、対応要領を定めているか。	特別な支援が必要な学生に対する対応要領、学生便覧、大学 Web サイト等

⑤学生支援(経済的な支援) (関係事項) ☆

確認事項	想定される関連資料(例)
・経済的な支援を行うことが必要な学生への支援が適切に行われているか。	関連規程、学生便覧、大学 Web サイト等

へ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること

大学は、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）並びに入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）を、大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあっては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて定めているか。また、教育課程の編成及び実施に関する方針を定めるに当たっては、卒業の認定に関する方針との一貫性の確保をはかっているか。

（大学評価基準に関する評価の指針）

①3つのポリシー（学校教育法施行規則第165条の2） ☆

確認事項	想定される関連資料(例)
・大学、学部または学科もしくは課程（大学院にあっては、当該大学院、研究科または専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、卒業または修了の認定に関する方針(DP)、教育課程の編成及び実施に関する方針(CP)、入学者の受入れに関する方針(AP)を定めているか。 ・DPとCPの整合性について一貫性の確保に特に意を用いているか。 （以下、上記を確認するうえでの留意点） ・各ポリシーの内容は、中央教育審議会のガイドラインを踏まえたものとなっているか。	大学 Web サイト、履修の手引き、募集案内、カリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリー等

ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること

大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動等の状況を適切に公表しているか。

(大学評価基準に関する評価の指針)

①教育研究活動の公表（学校教育法 113 条）

確認事項	想定される関連資料(例)
・教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表しているか。	関連規程、大学 Web サイト等

②教育研究活動の公表（学校教育法施行規則第 172 条の 2） ☆

確認事項	想定される関連資料(例)
・以下の内容について公表しているか。 - 一 大学の教育研究上の目的及び DP、CP、AP - 二 教育研究上の基本組織 - 三 教育研究実施組織、教員数、教員の学位及び業績 - 四 入学者の選抜に関すること - 五 入学者の数、収容定員及び在学生数、卒業または修了生数、進学者数、就職者数、進学及び就職等の状況、外国人留学生の数に関すること - 六 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画 - 七 学修成果に係る評価、卒業及び修了認定基準 - 八 校地、校舎等の施設及び設備その他学生の教育研究環境について - 九 授業料、入学料その他大学が徴収する費用 - 十 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること ・専門職大学等及び専門職大学院を置く大学は、専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力の状況についての情報を公表しているか。 ・大学院を置く大学は、以下の内容について公表しているか。 - 一 研究科、専攻又は学生の履修上の区分ごとの、当該大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合その他学位授与の状況に関すること - 二 学位論文に係る評価基準に関すること(専門職大学院を除く) ・上記のほか、教育研究上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能	関連規程、大学 Web サイト等

力に関する情報を積極的に公表しているか。 ・上記の各項目がすべて、適切な体制を整えたうえで、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって、公表されているか。 ・教職課程を置く大学は、教育職員免許法施行規則第 22 条の 6、第 22 条の 8 に定める情報を公表しているか。 (基幹教員を置く場合、上記を確認するうえでの留意点) ・基幹教員の教育課程の編成その他の学部の運営への参画の状況、主要授業科目の担当の有無や単位数といった担当授業科目に係る状況について、遅滞なく、適切に公表しているか。 ・専ら当該大学の教育研究に従事する基幹教員と、それ以外の基幹教員の別に係る基幹教員数の内訳を公表しているか。	
--	--

チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること

大学は、教育研究活動等の改善を継続的に行う適当な体制を整えた上で、大学の教育研究水準の向上に資するため、その教育研究等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表しているか。その際、学生の学修成果の適切な把握及び評価に関する取組みを行っているか。

また、教員と事務職員等に適切な研修の機会等を設けているか。

さらに設置計画等履行状況等調査において過去5年間に意見等が付されている場合には、意見に対して講じた措置について適切に対応を行っているか。

なお、本事項については、特に重点的に評価するものとする。

(大学評価基準に関する評価の指針)

①自己点検・評価等の結果の公表（学校教育法第109条）

確認事項	想定される関連資料(例)
・教育及び研究、組織及び運営、並びに施設及び設備の状況について自己点検・評価を行い、その結果を公表しているか。 ・政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関の認証評価を受けているか。 ・専門職大学院を置く大学は、当該大学院の設置の目的に照らし、政令で定める期間ごとに認証評価を受けているか。	自己点検・評価報告書、大学 Web サイト、前回認証評価結果等

②飛び入学（学校教育法施行規則第152条）

確認事項	想定される関連資料(例)
・飛び入学により学生を大学に入学させる場合、入学に関する制度の運用の状況について、自己点検・評価を行い、結果を公表しているか。	大学 Web サイト等

③飛び入学（学校教育法施行規則第158条）

確認事項	想定される関連資料(例)
・飛び入学により学生を大学院に入学させる場合、入学に関する制度の運用の状況について、自己点検・評価を行い、結果を公表しているか。	大学 Web サイト等

④内部質保証の体制等（学校教育法施行規則第166条）☆

確認事項	想定される関連資料(例)
・自己点検・評価を行うにあたり、同項の趣旨に即し適切な項目を設定し、適当な体制を整えて行っているか。	点検評価ポートフォリオ「(7)内部質保証体制図」(p4)、関連規程、自己点検・評価に関する方針、自己点検・評価報告書、大

	学 Web サイト等
--	------------

⑤組織的な研修等（大学設置基準第11条）☆

確認事項	想定される関連資料(例)
・教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修の機会を設けているか。 ・学生に対する教育の充実を図るため、当該大学の授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を実施しているか。 ・大学は、指導補助者(教員を除く。)に授業科目の補助又は一部を分担させている場合、必要な研修を実施しているか。	関連規程、FD・SD の実施等に関する方針、自己点検・評価報告書、業務報告書、指導補助者への研修の実施状況が確認できる資料、大学 Web サイト等

⑥組織的な研修等（大学院設置基準第9条の3）☆

確認事項	想定される関連資料(例)
・教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修の機会を設けているか。 ・学生に対する教育の充実を図るため、当該大学院の授業及び研究指導の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行っているか。 ・大学院は、授業科目について補助する者(教員を除く。)に授業科目を補助させている場合、必要な研修を実施しているか。	関連規程、FD・SD の実施等に関する方針、自己点検・評価報告書、業務報告書、指導補助者への研修の実施状況が確認できる資料、大学 Web サイト等

⑦学修成果の把握（関係事項）☆

確認事項	想定される関連資料(例)
・学生の学修成果を適切に把握する取組みを行っているか。	取組みの内容や成果が確認できる資料(各種アンケート調査や GPA の分析等) 大学 Web サイト等

⑧設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた是正・改善（関係事項）

確認事項	想定される関連資料(例)
・設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた大学の教育活動等の是正または改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を踏まえ、是正または改善に努めているか。	設置計画履行状況等調査結果等

リ 財務に関すること

大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めているか。

(大学評価基準に関する評価の指針)

①教育研究環境の整備(大学設置基準第 40 条の 3)

確認事項	想定される関連資料(例)
・教育研究上の目的を達成するため、必要な経費を確保し教育研究にふさわしい環境の整備に努めているか	予算・決算等の財務状況に関する資料、監事監査・会計人による監査・内部監査に関する規程・計画・報告書等の資料等

②教育研究環境の整備(大学院設置基準第 22 条の 3)

確認事項	想定される関連資料(例)
・教育研究上の目的を達成するため、必要な経費を確保し教育研究にふさわしい環境の整備に努めているか	予算・決算等の財務状況に関する資料、監事監査・会計人による監査・内部監査に関する規程・計画・報告書等の資料等

ヌ 教育研究活動推進のための環境整備等に関すること

大学は、イからリまでの事項で評価するとしたもののほか、教育研究活動等に関する必要な関係事項について適切に対応を行っているか。特に、ICT環境の整備並びに継続的な研究成果の創出のための環境整備について適切に対応を行っているか。

また、イからリまでに列挙した以外の関係法令等に適切に対応を行っているか。

(大学評価基準に関する評価の指針)

①ICT 環境の整備（関係事項）

確認事項	想定される関連資料(例)
・教育研究上で必要な ICT 環境が整備されているか。	関連規程、大学 Web サイト、学生便覧等

②研究環境の整備（関係事項）

確認事項	想定される関連資料(例)
・持続的に優れた研究成果が創出されるよう研究環境の整備や充実等の取組みを行っているか。	関連規程、大学 Web サイト等

■基準2「水準評価：教育研究の水準の向上」

基準2に関する評価の指針

基準2では、大学が行う自己の水準分析の内容について、情報を体系的、継続的に収集、分析するなど、教育研究の水準の向上に資するために必要な取組みを組織的に行っており、その取組みが効果的に機能していることを確認します。その際、学生の学修成果の適切な把握及び評価に関する取組みの状況並びに継続的な研究成果を創出するための環境整備に向けた取組みの状況を確認します。

1 評価に付す根拠資料・データ(例示)

- ・ 大学が外部に対して公表する情報集、報告書等
- ・ 第三者による大学の水準分析等の報告書
- ・ 学生・卒業生を含む関係者からの意見の体系的、継続的な収集、分析の結果
- ・ 学生の学修成果の把握及び評価に向けた取組み
- ・ 継続的な研究成果の創出のための環境整備に向けた取組み
- ・ 以上の資料における情報、意見を反映した改善の取組み

2 評価の方法

- ・ 情報の収集、分析が体系的、継続的に行われているかについて確認する。
- ・ それぞれの取組みが組織的に行われているかについて確認する。
- ・ それぞれの取組みが教育研究の水準の向上のために効果的に機能しているかについて確認する。

(大学評価基準に関する評価の指針)

【評価の際の視点】

- ・ 責任体制、意思決定の手続き等、取組みに関する規程等を定めているか
- ・ 取組みが組織的、継続的に行われているか、また、情報の収集・分析が体系的か
- ・ 取組みの点検・検証を行っているか、またその結果を報告書等にまとめ公表しているか
- ・ 取組みの結果が学内構成員に共有されているか
- ・ 取組みの点検・検証を行った結果を踏まえ、改善に取り組んでいるか
- ・ 取組みに関する PDCA サイクルが機能しているか

■基準3「特色評価：特色ある教育研究の進展」

基準3に関する評価の指針

基準3では、大学が行う特色ある教育研究の進展に資するために必要な取組みを組織的に行っており、その取組みが効果的に機能していることを確認します。

1 評価に付す根拠資料・データ(例示)

- ・ 特色ある教育研究の取組みに関する報告書等
- ・ 特色ある教育研究の取組みに関する第三者による検証等の報告書
- ・ 特色ある教育研究の取組みに関する学生・卒業生を含む関係者からの意見の体系的、継続的な収集、分析の結果
- ・ 以上の資料における情報、意見を反映した改善の取組

2 評価の方法

- ・ それぞれの取組みが組織的に行われているかについて確認する。
- ・ それぞれの取組みの状況について確認し、特色ある教育研究の進展に資するために効果的に機能しているかについて確認する。

(大学評価基準に関する評価の指針)

【評価の際の視点】

- ・ 取組みが、大学の理念、目的、3 ポリシー等と整合しているか
- ・ 取組みの状況が組織的に把握されているか
- ・ 学内(教員、職員、学生等)のコンセンサスは得られているか
- ・ 取組みに継続性があるか
- ・ 外部媒体へ積極的に発信しているか
- ・ 新規性があるか
- ・ 他大学等の参考になるか
- ・ 学外の声を踏まえて改善が行われているか
- ・ 取組みに関する PDCA サイクルが機能しているか